# 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則 （平成二十三年財務省令第二十号）

## 第一章　総則

#### 第一条（定義）

この省令において、「東日本大震災」とは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。

##### ２

次章において「居住者」、「確定申告書」、「減価償却資産」又は「国内」とは、それぞれ法第二条第二項第一号、第二号、第八号又は第九号に規定する居住者、確定申告書、減価償却資産又は国内をいう。

##### ３

第三章において「人格のない社団等」、「法人課税信託」、「事業年度」、「減価償却資産」、「分割法人」又は「現物出資法人」とは、それぞれ法第二条第三項第一号から第三号まで、第十号、第二十二号又は第二十三号に規定する人格のない社団等、法人課税信託、事業年度、減価償却資産、分割法人又は現物出資法人をいう。

## 第二章　所得税法等の特例

#### 第二条（震災関連寄附金を支出した場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除）

法第八条第一項の規定により所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条の規定を適用する場合における所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第四十七条の二第三項の規定の適用については、同項第一号イ中「場合には、」とあるのは「場合には」と、「含む」とあるのは「、当該特定寄附金が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第八条第一項（震災関連寄附金を支出した場合の寄附金控除の特例）に規定する震災関連寄附金（同項に規定する財務大臣が指定した寄附金に限る。）である場合にはその旨をそれぞれ含む」とする。

##### ２

法第八条第二項の規定による控除を受けようとする者は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書及び同項に規定する特定震災指定寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を証する書類（当該特定震災指定寄附金を支出した者の氏名及び住所の記載があるものに限る。）を添付しなければならない。

###### 一

その寄附金の額

###### 二

その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日

###### 三

その寄附金が、法第八条第一項に規定する震災関連寄附金である旨及び同条第二項に規定する被災者支援活動の資金に充てられるものである旨

###### 四

その寄附金を受領した法人の名称

##### ３

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「令」という。）第十条第六項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の五第六項の規定により法第八条第二項の規定が適用される場合における前項の規定の適用については、同項中「住所」とあるのは、「住所並びに租税特別措置法第四条の五第一項に規定する特定寄附信託（以下この項において「特定寄附信託」という。）の信託財産から支出した寄附金にあっては、当該寄附金が特定寄附信託の信託財産から支出されたものである旨及び当該寄附金と併せて寄附した同条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に相当する部分の金額」とする。

#### 第三条（財産形成住宅貯蓄契約等の要件に該当しない事実が生じた場合の課税の特例）

法第九条の二第一項の規定による確認は、租税特別措置法第四条の二第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した個人から次に掲げる事項を記載した書面による申出を受けて行われるものとする。

###### 一

その者の氏名、住所（国内に住所がない場合には、居所。以下この号及び次項第一号において同じ。）及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次項第一号において同じ。）（個人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所。次項第一号において同じ。）

###### 二

その者の租税特別措置法第四条の二第一項に規定する勤務先の名称及び所在地

###### 三

現に租税特別措置法第四条の二第一項に規定する財産形成住宅貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等（同項に規定する金融機関の営業所等をいう。次項において同じ。）の名称及び所在地

###### 四

法第九条の二第一項に規定する事実が東日本大震災によって被害を受けたことにより生じたことについての事情の詳細

###### 五

その他参考となるべき事項

##### ２

法第九条の二第二項の規定による確認は、租税特別措置法第四条の三第四項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申告書を提出した個人から次に掲げる事項を記載した書面による申出を受けて行われるものとする。

###### 一

その者の氏名、住所及び個人番号

###### 二

その者の租税特別措置法第四条の三第一項に規定する勤務先の名称及び所在地

###### 三

現に租税特別措置法第四条の三第一項に規定する財産形成年金貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等の名称及び所在地

###### 四

法第九条の二第二項に規定する事実が東日本大震災によって被害を受けたことにより生じたことについての事情の詳細

###### 五

その他参考となるべき事項

##### ３

前二項の書面には、第一項第四号又は前項第四号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。

#### 第三条の二（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

令第十二条の二第二項に規定する財務省令で定める事業は、東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）第八条第一項第五号ロに該当する事業とする。

##### ２

令第十二条の二第七項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

###### 一

法第十条第一項又は第三項（これらの規定のうち同条第一項の表の第一号（同号の第三欄に規定する建築物整備事業に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合

###### 二

法第十条第一項又は第三項（これらの規定のうち同条第一項の表の第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合

#### 第三条の三（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）

法第十条の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、同条第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する被災雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める書類とする。

###### 一

令第十二条の三第一項第一号に掲げる者

###### 二

令第十二条の三第一項第二号に掲げる者

#### 第三条の三の二（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）

法第十条の三の二第三項において準用する法第十条の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、法第十条の三の二第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する避難対象雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める書類とする。

###### 一

令第十二条の三の二第三項第一号に掲げる者

###### 二

令第十二条の三の二第三項第二号に掲げる者

#### 第三条の三の三（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）

法第十条の三の三第三項において準用する法第十条の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、法第十条の三の三第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する避難対象雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める書類とする。

###### 一

令第十二条の三の三第三項第一号に掲げる者

###### 二

令第十二条の三の三第三項第二号に掲げる者

#### 第三条の四（復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）

令第十二条の五第二項に規定する財務省令で定めるものは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表第六の上欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウエア（同欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、器具及び備品並びに機械及び装置にあっては、それぞれ同表の中欄に掲げる固定資産に限る。）とする。

##### ２

法第十条の五第四項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項に規定する開発研究につき次に掲げる事項を記載した書類とする。

###### 一

その名称及び内容

###### 二

その実施予定期間

###### 三

その実施場所

###### 四

法第十条の五第一項の規定の適用を受ける同項に規定する開発研究用資産の明細

###### 五

その他参考となるべき事項

#### 第三条の五（被災者向け優良賃貸住宅の割増償却）

令第十三条の二第三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類（法第十一条の二第一項の規定の適用を受ける年分において新たな賃貸が行われていない場合又はその賃貸住宅が地方公共団体に対し貸し付けられ、当該地方公共団体が賃貸する場合にあっては、第二号及び第三号に掲げる書類）とする。

###### 一

その賃貸が令第十三条の二第二項第五号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類

###### 二

その賃貸に係る家賃の額が令第十三条の二第二項第六号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類

###### 三

その賃貸住宅の所在地を管轄する市町村長のその賃貸住宅の所在地が東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第七条第一項に規定する認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号ロに規定する復興居住区域内でない旨を証する書類

#### 第三条の五の二（福島再開投資等準備金）

法第十一条の三の二第一項に規定する財務省令で定める期間は、同項の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十条第二項第四号に掲げる事項のうち福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年復興庁令第三号）第四条第一項第四号ロ（２）に掲げる積立期間とする。

##### ２

法第十一条の三の二第一項第一号に規定する財務省令で定める金額は、同項の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された福島復興再生特別措置法第二十条第二項第四号に掲げる事項のうち福島復興再生特別措置法施行規則第四条第一項第四号ロ（２）に掲げる積立金の総額とする。

#### 第三条の五の三（被災した個人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例）

法第十一条の三の三の規定により租税特別措置法第二十八条の二の二第一項の規定が適用される場合における租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第九条の十の規定の適用については、同条第一項第一号中「個人」とあるのは「個人又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の三の三の個人」と、同条第二項中「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）第三条の五の三第二項の規定により読み替えられた同令第六条の二第一項各号に掲げる者」と、「要件」とあるのは「要件又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第十三条の二の三に規定する要件」とする。

##### ２

法第十一条の三の三の債務処理に関する計画が令第十三条の二の三に規定する要件に該当するかどうかの判定をする場合には、第六条の二第一項第一号中「令第十七条第一項」とあるのは「法第十一条の三の三」と、同項第二号中「法人（人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人を含む。以下この章において同じ。）、その役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。）及び株主等（同条第十四号に規定する株主等をいい、同号に規定する株主等となると見込まれる者を含む。）並びに」とあるのは「個人及び」と、「当該法人」とあるのは「当該個人」と、それぞれ読み替えるものとする。

#### 第三条の六（被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分に伴い代替住宅等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例）

法第十一条の四第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

###### 一

法第十一条の四第一項に規定する被災市街地復興土地区画整理事業に係る換地処分により譲渡をした同項に規定する土地等及び取得をした同項に規定する代替住宅等の登記事項証明書並びに当該土地等の換地処分に係る換地計画に関する図書（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第八十七条第一項各号に掲げる事項の記載があるものに限る。）の写し（当該被災市街地復興土地区画整理事業の施行者の当該換地計画に関する図書の写しである旨の記載があるものに限る。）

###### 二

法第十一条の四第一項に規定する清算金又は同項に規定する保留地の対価を取得する場合には、同項に規定する被災市街地復興土地区画整理事業の施行者の当該清算金又は当該保留地の対価の支払をした旨を証する書類（当該清算金の額又は当該保留地の対価の額の記載があるものに限る。）

#### 第三条の七（被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等）

法第十一条の五第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により租税特別措置法第三十三条の規定が適用される場合における同条第五項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十四条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる書類とする。

###### 一

国土交通大臣（法第十一条の五第一項第一号の被災市街地復興土地区画整理事業を施行する者が市町村である場合には、県知事。以下この項において同じ。）の当該被災市街地復興土地区画整理事業が同号に規定する減価補償金を交付すべきこととなる土地区画整理法による土地区画整理事業となることが確実であると認められる旨を証する書類

###### 二

法第十一条の五第一項第一号の被災市街地復興土地区画整理事業を施行する者の当該被災市街地復興土地区画整理事業に係る公共施設の整備改善に関する事業の用地に充てるための土地又は土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）の買取りにつき国土交通大臣の承認を受けて当該被災市街地復興土地区画整理事業の同号に規定する施行区域内にある当該土地等を買い取った旨を証する書類（当該土地等の所在地及び面積並びに当該土地等の買取りの年月日及び買取りの対価の額並びに当該土地等が当該被災市街地復興土地区画整理事業を施行する者に代わって当該施行する者以外の者により買い取られたときは当該買い取った者の名称及び所在地の記載があるものに限る。）

##### ２

法第十一条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により租税特別措置法第三十三条の規定が適用される場合における同条第五項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十四条第五項の規定にかかわらず、国土交通大臣の次に掲げる事項を証する書類（当該土地等の所在地及び面積並びに当該土地等の買取りの年月日及び買取りの対価の額並びに同号の第二種市街地再開発事業を施行する者の名称及び所在地（当該土地等が当該第二種市街地再開発事業を施行する者に代わって当該施行する者以外の者により買い取られた場合には、当該施行する者の名称及び所在地並びに当該買い取った者の名称及び所在地）の記載があるものに限る。）とする。

###### 一

当該土地等が法第十一条の五第一項第二号に規定する施行区域内の土地等であり、かつ、当該土地等が同号の第二種市街地再開発事業を施行する者により当該事業の用に供されることが確実であると認められること。

###### 二

前号の第二種市街地再開発事業につき都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十一条第一項又は第五十八条第一項の規定による認可があることが確実であると認められること。

##### ３

法第十一条の五第一項の規定により租税特別措置法第三十三条の四の規定が適用される場合における租税特別措置法施行規則第十五条第二項の規定の適用については、同項第三号中「第十四条第五項各号の区分に応じ当該各号に定める書類」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第三条の七第一項又は第二項に規定する書類」とする。

##### ４

法第十一条の五第二項の規定により租税特別措置法第三十四条の規定が適用される場合における同条第四項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十七条第一項の規定にかかわらず、法第十一条の五第二項に規定する土地等の買取りをする者の当該土地等を地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社が行う東日本大震災からの復興のための事業の用に供するために買い取った旨を証する書類（当該買取りが当該買取りをする者以外の者に代わり行われたものである場合にはその旨並びに当該買取りをする者以外の者の名称及び所在地の記載があるものに限る。）とする。

##### ５

法第十一条の五第三項の規定により租税特別措置法第三十四条の二の規定が適用される場合における同条第五項において準用する同法第三十四条第四項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十七条の二第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

###### 一

法第十一条の五第三項第一号の場合

###### 二

法第十一条の五第三項第二号の場合

##### ６

法第十一条の五第五項の規定により租税特別措置法第三十一条の二の規定が適用される場合における同条第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた土地等の譲渡は、租税特別措置法施行規則第十三条の三第一項の規定にかかわらず、土地開発公社の当該土地等を法第十一条の五第五項各号に定める事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類（当該土地等の所在地の記載があるものに限る。）を確定申告書に添付することにより証明がされた土地等の譲渡とする。

#### 第三条の八（帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等）

法第十一条の六第一項に規定する財務省令で定める区域は、同項に規定する事業につき福島復興再生特別措置法施行規則第八条第二項の規定により同項に規定する帰還環境整備事業計画に記載された当該事業の実施区域とする。

##### ２

法第十一条の六第一項に規定する財務省令で定める特定公益的施設又は特定公共施設は、それぞれ福島復興再生特別措置法施行規則第八条第一項第七号イに定める施設又は同号ロに定める施設とする。

##### ３

法第十一条の六第一項の規定により租税特別措置法第三十四条の二の規定が適用される場合における同条第五項において準用する同法第三十四条第四項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十七条の二第一項の規定にかかわらず、市町村長の当該土地等（法第十一条の四第一項に規定する土地等をいう。以下この項及び第六項において同じ。）が法第十一条の六第一項に規定する区域内にある土地等である旨、当該事業が同項に規定する事業である旨及び当該土地等の買取りをする者が同項に規定する帰還環境整備推進法人（以下この項及び第六項において「帰還環境整備推進法人」という。）である旨を証する書類並びに当該帰還環境整備推進法人の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類とする。

##### ４

法第十一条の六第二項に規定する財務省令で定める区域は、同項に規定する事業につき福島復興再生特別措置法施行規則第八条第二項の規定により同項に規定する帰還環境整備事業計画に記載された当該事業の実施区域とする。

##### ５

法第十一条の六第二項に規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第八条第一項第八号に掲げる事業とする。

##### ６

法第十一条の六第二項の規定により租税特別措置法第三十一条の二の規定が適用される場合における同条第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた土地等の譲渡は、租税特別措置法施行規則第十三条の三第一項の規定にかかわらず、市町村長の当該土地等が法第十一条の六第二項に規定する区域内にある土地等である旨及び当該土地等の買取りをする者が帰還環境整備推進法人である旨を証する書類並びに当該帰還環境整備推進法人の当該土地等を同項に規定する事業の用に供するために買い取った旨を証する書類を確定申告書に添付することにより証明がされた土地等の譲渡とする。

#### 第三条の九（被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）

法第十一条の七第三項第二号に規定する財務省令で定める指示は、住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示とする。

##### ２

法第十一条の七第六項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

###### 一

法第十一条の七第一項の規定の適用を受ける場合

###### 二

法第十一条の七第二項の規定の適用を受ける場合

###### 三

法第十一条の七第四項の規定の適用を受ける場合

###### 四

法第十一条の七第五項の規定の適用を受ける場合

#### 第四条（特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例）

法第十二条第一項の表（以下この項及び次項において「表」という。）の各号の上欄に掲げる資産で同条第一項に規定する事業の用に供しているものの譲渡（同項に規定する譲渡をいう。次項第一号において同じ。）をした個人が、同条第四項に規定する翌年中に当該各号の下欄に掲げる資産の取得（同条第一項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供する見込みである場合において、法第十二条第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）において準用する同条第一項の規定の適用を受けるときは、取得をする予定の同項に規定する買換資産についての取得予定年月日、当該買換資産の取得価額の見積額及び当該買換資産が表の各号の下欄のいずれに該当するかの別その他の明細を記載した書類を、同条第六項において準用する租税特別措置法第三十七条第六項の確定申告書に添付しなければならない。

##### ２

法第十二条第六項において準用する租税特別措置法第三十七条第六項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

###### 一

表の第一号の上欄に掲げる資産

###### 二

表の第一号の下欄のイに掲げる資産（同欄のロに掲げる資産に該当するものを除くものとし、減価償却資産にあっては所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号から第三号までに掲げるものに限る。以下この号において「買換資産」という。）

###### 三

表の第二号の下欄に掲げる資産

##### ３

法第十二条第六項において準用する租税特別措置法第三十七条第九項の規定により読み替えられた同法第三十三条第六項に規定する財務省令で定める書類は、法第十二条第一項に規定する買換資産に関する登記事項証明書その他当該買換資産の取得をした旨を証する書類とする。

##### ４

法第十二条第五項の規定により適用する同条第六項において準用する租税特別措置法第三十七条第六項に規定する財務省令で定める書類は、第二項第一号に定める書類のほか、法第十二条第五項に規定する譲渡をした者の戸籍の謄本又は抄本その他これに類する書類で、当該譲渡をした者が同項に規定する相続事業用資産を有していた同項に規定する被相続人の相続人（包括受遺者を含む。）に該当することを明らかにするものとする。

#### 第四条の二（買換資産の取得期間等の延長の特例）

租税特別措置法施行規則第十三条の三第九項に規定する書類を添付して確定申告書を提出した個人が、当該確定申告書を提出した後、租税特別措置法第三十一条の二第三項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした者から当該土地等につき令第十四条の二第一項に規定する所轄税務署長の承認に係る通知書の写しの交付を受けたときは、当該通知書の写しを、遅滞なく、納税地の所轄税務署長に提出するものとし、当該通知書の写しの提出があった場合には、当該土地等の譲渡は法第十二条の二第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

##### ２

令第十四条の二第一項に規定する事業（以下この項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、同条第一項に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、平成二十四年一月一日から同月十六日までの間に、第一号に掲げる事項を記載した申請書に第二号に掲げる書類を添付して、同項に規定する所轄税務署長に提出しなければならない。

###### 一

次に掲げる事項

###### 二

当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業の租税特別措置法施行規則第十三条の三第一項第十二号から第十六号までの区分に応じこれらの規定に規定する申請書に準じて作成した書類（租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号イ、第十三号イ、第十四号イ及びロ、第十五号イ若しくはロ及びハ又は第十六号イ若しくはロに関する事項の記載のあるものに限る。）並びに同令第十三条の三第一項第十二号から第十六号までに規定する事業概要書、設計説明書又は各階平面図及び地形図その他の書類

##### ３

法第十二条の二第二項に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする同項の表の各号の上欄に掲げる個人は、平成二十四年三月十五日までに、次の各号に掲げる個人の区分に応じ当該各号に定める申請書に、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により同表の各号の下欄に規定する資産の取得（同項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）が困難であると認められる事情を証する書類を添付して、同条第二項に規定する所轄税務署長に提出しなければならない。

###### 一

法第十二条の二第二項の表の第一号又は第二号の上欄に掲げる個人

###### 二

法第十二条の二第二項の表の第三号又は第六号の上欄に掲げる個人

###### 三

法第十二条の二第二項の表の第四号又は第五号の上欄に掲げる個人

##### ４

前項に規定する個人が同項の税務署長の承認を受けた場合には、令第十四条の二第三項第一号に規定する税務署長が認定した日は当該承認において税務署長が認定した日とする。

#### 第四条の三（被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例）

法第十二条の三の規定により租税特別措置法第四十条の三の二第一項の規定が適用される場合における租税特別措置法施行規則第十八条の十九の二の規定の適用については、同条第二項第二号中「内国法人」とあるのは「内国法人又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条の三の内国法人」と、同条第三項中「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第六条の二第一項第一号に掲げる者」と、「規定する要件」とあるのは「規定する要件又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十四条の三に規定する要件」とする。

#### 第五条（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間等に係る特例）

令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第三十一項に規定する財務省令で定める書類は、市町村長又は特別区の区長の従前家屋等（法第十三条第一項に規定する従前家屋及び同条第二項に規定する従前増改築等家屋をいう。以下この項において同じ。）に係る東日本大震災による被害の状況その他の事項を証する書類（その写しを含む。）、従前家屋等の登記事項証明書、当該被害を受けた者の住民票の写し（当該被害を受けた時及びその後におけるその者の住所を明らかにするものに限る。）その他の書類で従前家屋等が東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなったことを明らかにする書類とする。

##### ２

法第十三条第五項第一号に規定する新規住宅借入金等（次項において「新規住宅借入金等」という。）の金額につき同条第三項又は第四項の規定の適用を受けようとする者は、確定申告書に前項に規定する書類を添付しなければならない。

##### ３

新規住宅借入金等の金額につき法第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受けた居住者又は個人が、その適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税につき同項の規定の適用を受けようとする場合における租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十一項の規定の適用については、同項中「同条第一項の規定の適用を受けた個人」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。

##### ４

第一項の規定は、令第十五条第三項の規定により読み替えられた租税特別措置法施行令第二十六条の四第二十三項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第三十一項に規定する居住の用に供することができなくなったことを証する書類として財務省令で定める書類について準用する。

##### ５

法第十三条第五項第二号に規定する新規増改築等借入金等（次項において「新規増改築等借入金等」という。）の金額につき同条第三項又は第四項の規定の適用を受けようとする者は、確定申告書に前項において準用する第一項に規定する書類を添付しなければならない。

##### ６

新規増改築等借入金等の金額につき法第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受けた居住者又は個人が、その適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税につき同項の規定の適用を受けようとする場合における租税特別措置法施行規則第十八条の二十三の二第十二項の規定の適用については、同項中「「同条第一項の」とあるのは「法第四十一条の三の二第一項、第五項又は第八項の規定により法第四十一条第一項の」と、「第九項各号に定める」とあるのは「第十八条の二十三の二第十一項各号に掲げる」」とあるのは「「同条第一項の規定の適用を受けた個人」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受けた居住者又は個人」と、「による控除」とあるのは「の適用」と、「当該控除」とあるのは「その適用」と、「第九項各号に定める書類を」とあるのは「第十八条の二十三の二第十一項各号に掲げる書類及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第五条第四項において準用する同条第一項に規定する書類を」」と、「とする」とあるのは「と、「同条第一項の規定の適用を受けている旨」とあるのは「震災特例法第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受けている旨」と、「（同条第二十三項」とあるのは「（法第四十一条第二十三項」と、「第九項各号に定める書類の」とあるのは「第十八条の二十三の二第十一項各号に掲げる書類及び同令第五条第四項において準用する同条第一項に規定する書類の」とする」とする。

#### 第五条の二（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例）

令第十五条の二第四項第一号の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第三十一項に規定する財務省令で定める事実は次に掲げる事実とし、同項に規定する財務省令で定める書類は市町村長又は特別区の区長の第一号に規定する従前住宅に係る東日本大震災による被害の状況その他の事項を証する書類（その写しを含む。）、当該従前住宅の登記事項証明書、当該被害を受けた者の住民票の写し（当該被害を受けた時及びその後におけるその者の住所を明らかにするものに限る。）その他の書類で次に掲げる事実を明らかにする書類とする。

###### 一

法第十三条の二第一項に規定する従前住宅が東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなったこと。

###### 二

法第十三条の二第一項に規定する再建住宅に係る同項に規定する再建住宅借入金等の金額につき同項の規定の適用を受けようとする場合又は当該再建住宅に係る同条第三項に規定する再建特別特定住宅借入金等の金額につき同項の規定の適用を受けようとする場合には、これらの再建住宅が前号に規定する従前住宅を同条第一項又は第三項の居住の用に供することができなくなった日以後最初に居住の用に供したものであること。

##### ２

法第十三条の二第一項又は第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けようとする者は、確定申告書に前項に規定する書類を添付しなければならない。

##### ３

法第十三条の二第一項に規定する居住の用に供した日の属する年分又はその翌年以後八年内（同条第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する居住の用に供した日の属する年分又はその翌年以後十一年内）のいずれかの年分の所得税につき法第十三条の二第一項又は第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けた法第十三条の二第一項に規定する住宅被災者が、その適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税につき同項又は同条第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けようとする場合における租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十一項の規定の適用については、同項中「同条第十三項又は第十六項の規定により同条」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。

##### ４

前項に規定する住宅被災者が、その適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税につき、当該翌年以後の各年が法第十三条の二第一項に規定する居住年に該当する同項に規定する住宅の再取得等（租税特別措置法第四十一条第一項に規定する増改築等に該当するものに限る。）に係る法第十三条の二第一項に規定する再建住宅借入金等につき同項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けようとする場合又は当該翌年以後の各年が法第十三条の二第三項に規定する居住年に該当する同項に規定する住宅の特別特定再取得等（租税特別措置法第四十一条第一項に規定する増改築等に該当するものに限る。）に係る法第十三条の二第三項に規定する再建特別特定住宅借入金等につき同項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けようとする場合には、当該適用を受けようとする年分の所得税に係る確定申告書に前項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十一項の規定による記載をすることにより第二項の規定による書類の添付に代えることができる。

##### ５

法第十三条の二第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けた法第十三条の二第一項に規定する住宅被災者が租税特別措置法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法施行規則第十八条の二十三の規定の適用については、同条第三項中「同条第十三項又は第十六項の規定により同条」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第三項の規定により法第四十一条」とする。

#### 第五条の三（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）

法第十三条の三の規定により租税特別措置法第四十一条の十九の規定が適用される場合における租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の三第一項第八号に規定する財務省令で定める契約は、租税特別措置法施行規則第十九条の十一第四項の規定にかかわらず、法第十三条の三に規定する復興指定会社に該当する特定新規中小会社（租税特別措置法第四十一条の十九第一項に規定する特定新規中小会社をいう。以下この条において同じ。）との間で締結する特定新規株式（租税特別措置法第四十一条の十九第一項に規定する特定新規株式をいう。以下この条において同じ。）に係る投資に関する条件を定めた契約で東日本大震災復興特別区域法施行規則第二十四条第一項第三号に規定する株式投資契約に該当するものとする。

##### ２

法第十三条の三の規定により租税特別措置法第四十一条の十九の規定が適用される場合における租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の三第九項の規定により読み替えられた所得税法施行令第二百六十二条第一項第六号に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十九条の十一第八項の規定にかかわらず、次に掲げる書類とする。

###### 一

法第十三条の三に規定する復興指定会社に該当する特定新規中小会社から交付を受けた東日本大震災復興特別区域法第四十二条第一項に規定する認定地方公共団体の長の特定新規株式に係る租税特別措置法施行規則第十九条の十一第八項第一号イに規定する基準日においてイからハまでに掲げる事実の確認をした旨を証する書類（ニに掲げる事項の記載があるものに限る。）

###### 二

租税特別措置法施行規則第十九条の十一第八項第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる書類（同項第三号に掲げる書類にあっては、租税特別措置法第四十一条の十九第一項に規定する控除対象特定新規株式を取得した日の属する年中の同号イからニまでに掲げる事項の記載があるものに限る。）

###### 三

当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者と当該特定新規中小会社との間で締結された前項に規定する契約に係る契約書の写し

## 第三章　法人税法等の特例

#### 第六条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付請求書の記載事項等）

法第十五条第四項において準用する法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十条第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

請求をする法人の名称及び納税地

###### 二

代表者の氏名

###### 三

法第十五条第一項に規定する還付所得事業年度の開始及び終了の日

###### 四

その他参考となるべき事項

##### ２

法第十五条第一項の規定の適用を受けようとする法人については、法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十二条第一項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十五条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定により還付の請求をする法人税の額」と、同令第三十四条第一項第五号中「法第八十条（欠損金の繰戻しによる還付）」とあるのは「法第八十条（欠損金の繰戻しによる還付）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）」として、これらの規定を適用する。

#### 第六条の二（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）

令第十七条第一項第一号ロに規定する財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

###### 一

令第十七条第一項の債務処理に関する計画（次号において「再建計画」という。）に係る債務者に対し株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十八条第一項に規定する再生支援をする株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

###### 二

再建計画に係る債務者である法人（人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人を含む。以下この章において同じ。）、その役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。）及び株主等（同条第十四号に規定する株主等をいい、同号に規定する株主等となると見込まれる者を含む。）並びに債権者以外の者で、当該再建計画に係る債務処理について利害関係を有しないもののうち、債務処理に関する専門的な知識経験を有すると認められるもの（当該者が三人以上（当該法人の借入金その他の債務で利子の支払の基因となるものの額が十億円に満たない場合には、二人以上）選任される場合の当該者に限る。）

##### ２

法第十七条第一項の規定により法人税法第二十五条第三項及び第三十三条第四項の規定を読み替えて適用する場合における同法第二十五条第六項及び第三十三条第七項に規定する財務省令で定める書類に係る法人税法施行規則第八条の六第三項第二号及び第二十二条の二第二号の規定の適用については、同項第二号中「事実」とあるのは「事実又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。

##### ３

法第十七条第一項の規定により法人税法第五十九条第二項及び第三項の規定を読み替えて適用する場合における同条第六項に規定する財務省令で定める書類に係る法人税法施行規則第二十六条の六第二号の規定の適用については、同号イ中「事実が」とあるのは「事実又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（ロ⑵において「震災特例法」という。）第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実が」と、同号ロ⑵中「債権で」とあるのは「債権又は震災特例法第十七条第一項に規定する政令で定める事実の発生前の原因に基づいて生じた債権で」と、同号ロ⑶中「含む」とあるのは「含み、⑵に規定する免除を受けた債務に係る債権が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十七条第一項第四号ロ（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する産業復興機構に係る同号イに規定する投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産であつた場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結している者を除く」と、「所在地」とあるのは「所在地又は当該産業復興機構の名称及び事務所の所在地」とする。

#### 第六条の二の二（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

令第十七条の二第一項に規定する財務省令で定める事業は、東日本大震災復興特別区域法施行規則第八条第一項第五号ロに該当する事業とする。

##### ２

令第十七条の二第三項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

###### 一

法第十七条の二第一項又は第二項（これらの規定のうち同条第一項の表の第一号（同号の第三欄に規定する建築物整備事業に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合

###### 二

法第十七条の二第一項又は第二項（これらの規定のうち同条第一項の表の第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合

#### 第六条の三（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

法第十七条の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、同条第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する被災雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める書類とする。

###### 一

令第十七条の三第一号に掲げる者

###### 二

令第十七条の三第二号に掲げる者

#### 第六条の三の二（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

法第十七条の三の二第三項において準用する法第十七条の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、法第十七条の三の二第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する避難対象雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める書類とする。

###### 一

令第十七条の三の二第三項第一号に掲げる者

###### 二

令第十七条の三の二第三項第二号に掲げる者

#### 第六条の三の三（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

法第十七条の三の三第三項において準用する法第十七条の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、法第十七条の三の三第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する避難対象雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める書類とする。

###### 一

令第十七条の三の三第三項第一号に掲げる者

###### 二

令第十七条の三の三第三項第二号に掲げる者

#### 第六条の四（復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）

令第十七条の五第二項に規定する財務省令で定めるものは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第六の上欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウエア（同欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、器具及び備品並びに機械及び装置にあっては、それぞれ同表の中欄に掲げる固定資産に限る。）とする。

##### ２

法第十七条の五第三項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項に規定する開発研究につき次に掲げる事項を記載した書類とする。

###### 一

その名称及び内容

###### 二

その実施予定期間

###### 三

その実施場所

###### 四

法第十七条の五第一項の規定の適用を受ける同項に規定する開発研究用資産の明細

###### 五

その他参考となるべき事項

#### 第六条の五（被災者向け優良賃貸住宅の割増償却）

令第十八条の二第三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類（法第十八条の二第一項の規定の適用を受ける事業年度において新たな賃貸が行われていない場合又はその賃貸住宅が地方公共団体に対し貸し付けられ、当該地方公共団体が賃貸する場合にあっては、第二号及び第三号に掲げる書類）とする。

###### 一

その賃貸が令第十八条の二第二項第五号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類

###### 二

その賃貸に係る家賃の額が令第十八条の二第二項第六号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類

###### 三

その賃貸住宅の所在地を管轄する市町村長のその賃貸住宅の所在地が東日本大震災復興特別区域法第七条第一項に規定する認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号ロに規定する復興居住区域内でない旨を証する書類

#### 第六条の六（再投資等準備金）

法第十八条の三第二項第四号に規定する財務省令で定める事業所は、東日本大震災復興特別区域法施行規則第十七条第二項に規定する区域外特定事業所とする。

#### 第六条の七（福島再開投資等準備金）

法第十八条の八第一項に規定する財務省令で定める期間は、同項の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された福島復興再生特別措置法第二十条第二項第四号に掲げる事項のうち福島復興再生特別措置法施行規則第四条第一項第四号ロ（２）に掲げる積立期間とする。

##### ２

法第十八条の八第一項第一号に規定する財務省令で定める金額は、同項の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された福島復興再生特別措置法第二十条第二項第四号に掲げる事項のうち福島復興再生特別措置法施行規則第四条第一項第四号ロ（２）に掲げる積立金の総額とする。

##### ３

法第十八条の八第九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

法第十八条の八第八項の規定の適用を受けようとする法人の名称、納税地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。）並びに代表者の氏名

###### 二

法第十八条の八第八項に規定する分割承継法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

###### 三

法第十八条の八第八項に規定する適格分割の年月日

###### 四

法第十八条の八第八項の福島再開投資等準備金として積み立てた金額及びその積み立てた金額の計算に関する明細

###### 五

その他参考となるべき事項

##### ４

法第十八条の八第八項の規定の適用がある場合における法人税法施行規則第二十七条の十四の規定の適用については、同条中「の規定に基づく」とあるのは「若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規定に基づく」と、「、別表十三（一）」とあるのは「、別表十二（十五）、別表十三（一）」と、同条第二号中「に掲げる」とあるのは「並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）第六条の七第三項第四号（福島再開投資等準備金）に掲げる」とする。

#### 第六条の八（被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等）

法第十八条の九第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により租税特別措置法第六十四条又は第六十四条の二の規定が適用される場合における同法第六十四条第四項（同法第六十四条の二第十三項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十二条の二第四項の規定にかかわらず、次に掲げる書類とする。

###### 一

国土交通大臣（法第十八条の九第一項第一号の被災市街地復興土地区画整理事業を施行する者が市町村である場合には、県知事。以下この項において同じ。）の当該被災市街地復興土地区画整理事業が同号に規定する減価補償金を交付すべきこととなる土地区画整理法による土地区画整理事業となることが確実であると認められる旨を証する書類

###### 二

法第十八条の九第一項第一号の被災市街地復興土地区画整理事業を施行する者の当該被災市街地復興土地区画整理事業に係る公共施設の整備改善に関する事業の用地に充てるための土地又は土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）の買取りにつき国土交通大臣の承認を受けて当該被災市街地復興土地区画整理事業の同号に規定する施行区域内にある当該土地等を買い取った旨を証する書類（当該土地等の所在地及び面積並びに当該土地等の買取りの年月日及び買取りの対価の額並びに当該土地等が当該被災市街地復興土地区画整理事業を施行する者に代わって当該施行する者以外の者により買い取られたときは当該買い取った者の名称及び所在地の記載があるものに限る。）

##### ２

法第十八条の九第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により租税特別措置法第六十四条又は第六十四条の二の規定が適用される場合における同法第六十四条第四項（同法第六十四条の二第十三項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十二条の二第四項の規定にかかわらず、国土交通大臣の次に掲げる事項を証する書類（当該土地等の所在地及び面積並びに当該土地等の買取りの年月日及び買取りの対価の額並びに同号の第二種市街地再開発事業を施行する者の名称及び所在地（当該土地等が当該第二種市街地再開発事業を施行する者に代わって当該施行する者以外の者により買い取られた場合には、当該施行する者の名称及び所在地並びに当該買い取った者の名称及び所在地）の記載があるものに限る。）とする。

###### 一

当該土地等が法第十八条の九第一項第二号に規定する施行区域内の土地等であり、かつ、当該土地等が同号の第二種市街地再開発事業を施行する者により当該事業の用に供されることが確実であると認められること。

###### 二

前号の第二種市街地再開発事業につき都市再開発法第五十一条第一項又は第五十八条第一項の規定による認可があることが確実であると認められること。

##### ３

法第十八条の九第一項の規定により租税特別措置法第六十五条の二の規定が適用される場合における租税特別措置法施行規則第二十二条の三第三項の規定の適用については、同項第三号中「前条第四項各号の区分に応じ当該各号に定める書類」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第六条の八第一項又は第二項に規定する書類」とする。

##### ４

法第十八条の九第二項の規定により租税特別措置法第六十五条の三の規定が適用される場合における同条第四項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十二条の四第一項の規定にかかわらず、法第十八条の九第二項に規定する土地等の買取りをする者の当該土地等を地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社が行う東日本大震災からの復興のための事業の用に供するために買い取った旨を証する書類（当該買取りが当該買取りをする者以外の者に代わり行われたものである場合には、その旨並びに当該買取りをする者以外の者の名称及び所在地の記載があるものに限る。）とする。

##### ５

法第十八条の九第三項の規定により租税特別措置法第六十五条の四の規定が適用される場合における同条第五項において準用する同法第六十五条の三第四項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十二条の五第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

###### 一

法第十八条の九第三項第一号の場合

###### 二

法第十八条の九第三項第二号の場合

##### ６

法第十八条の九第五項の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法第六十二条の三第四項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたときは、租税特別措置法施行規則第二十一条の十九第二項の規定にかかわらず、法第十八条の九第五項に規定する場合における土地等の譲渡が同項各号に定める事業の用に供される土地等の譲渡に該当するものであることにつき土地開発公社の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類（当該土地等の所在地の記載があるものに限る。 ）を租税特別措置法第二条第二項第二十七号に規定する確定申告書等（次条第六項において「確定申告書等」という。 ）に添付することにより証明がされたときとする。

#### 第六条の九（帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等）

法第十八条の十第一項に規定する財務省令で定める区域は、同項に規定する事業につき福島復興再生特別措置法施行規則第八条第二項の規定により同項に規定する帰還環境整備事業計画に記載された当該事業の実施区域とする。

##### ２

法第十八条の十第一項に規定する財務省令で定める特定公益的施設又は特定公共施設は、それぞれ福島復興再生特別措置法施行規則第八条第一項第七号イに定める施設又は同号ロに定める施設とする。

##### ３

法第十八条の十第一項の規定により租税特別措置法第六十五条の四の規定が適用される場合における同条第五項において準用する同法第六十五条の三第四項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十二条の五第一項の規定にかかわらず、市町村長の当該土地等（法第十八条の九第一項に規定する土地等をいう。以下この項及び第六項において同じ。）が法第十八条の十第一項に規定する区域内にある土地等である旨、当該事業が同項に規定する事業である旨及び当該土地等の買取りをする者が同項に規定する帰還環境整備推進法人（以下この項及び第六項において「帰還環境整備推進法人」という。）である旨を証する書類並びに当該帰還環境整備推進法人の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類とする。

##### ４

法第十八条の十第二項に規定する財務省令で定める区域は、同項に規定する事業につき福島復興再生特別措置法施行規則第八条第二項の規定により同項に規定する帰還環境整備事業計画に記載された当該事業の実施区域とする。

##### ５

法第十八条の十第二項に規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第八条第一項第八号に掲げる事業とする。

##### ６

法第十八条の十第二項の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法第六十二条の三第四項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたときは、租税特別措置法施行規則第二十一条の十九第二項の規定にかかわらず、法第十八条の十第二項に規定する場合における土地等の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。）が同条第二項に規定する事業の用に供される土地等の譲渡に該当するものであることにつき市町村長の当該土地等が同項に規定する区域内にある土地等である旨及び当該土地等の買取りをする者が帰還環境整備推進法人である旨を証する書類並びに当該帰還環境整備推進法人の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類を確定申告書等に添付することにより証明がされたときとする。

#### 第七条（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）

法第十九条第五項及び第二十条第十七項において準用する租税特別措置法第六十五条の七第五項並びに令第十九条第三十五項に規定する財務省令で定める書類は、当該取得をした法第十九条第一項の表（以下この条において「表」という。）の第一号の下欄のイに掲げる資産（同欄のロに掲げる資産に該当するものを除くものとし、減価償却資産にあっては法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号から第三号までに掲げるものに限る。以下この項において「買換資産」という。）につき、当該買換資産の所在地を管轄する市町村長の当該買換資産の所在地が同欄のイに規定する特定被災区域内である旨を証する書類とする。

##### ２

法第十九条第十項に規定する財務省令で定める事項及び法第二十条第十七項において準用する租税特別措置法第六十五条の七第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

法第十九条第八項又は第二十条第八項の規定の適用を受けようとする法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者（人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人。以下この条において同じ。）の氏名（法人税法第二条第四号に規定する外国法人にあっては、代表者及び同法第百四十一条各号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名。以下この条において同じ。）

###### 二

法第十九条第八項又は第二十条第八項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名

###### 三

法第十九条第八項又は第二十条第八項に規定する適格分割等の年月日

###### 四

当該譲渡をした資産（以下この条において「譲渡資産」という。）の種類、所在地及び規模（土地又は土地の上に存する権利（以下この条及び次条第一項第三号において「土地等」という。）にあっては、その面積）並びにその譲渡年月日

###### 五

当該取得をした資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得年月日

###### 六

法第十九条第八項（法第二十条第八項において準用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入される法第十九条第八項に規定する減額した金額及びその金額の計算に関する明細

###### 七

その他参考となるべき事項

##### ３

法第二十条第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

法第二十条第二項の規定の適用を受けようとする法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

###### 二

法第二十条第二項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人（第五号及び第七号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

###### 三

法第二十条第二項に規定する適格分割又は適格現物出資の年月日

###### 四

譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその譲渡年月日

###### 五

分割承継法人等において取得をする見込みである資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得予定年月日

###### 六

法第二十条第二項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額及びその金額の計算に関する明細

###### 七

第五号の取得をする見込みである資産について分割承継法人等において適用を受けようとする表の各号の区分

###### 八

その他参考となるべき事項

##### ４

法第二十条第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

法第二十条第四項の規定の適用を受けようとする同条第五項に規定する法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

###### 二

法第二十条第四項第二号に規定する分割承継法人又は被現物出資法人（第四号及び第六号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

###### 三

法第二十条第四項第二号に規定する適格分割又は適格現物出資の年月日

###### 四

法第二十条第四項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第二号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額

###### 五

前号に掲げる特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその譲渡年月日

###### 六

分割承継法人等において取得をする見込みである資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得予定年月日

###### 七

前号の取得をする見込みである資産について適用を受けようとする表の各号の区分

###### 八

その他参考となるべき事項

##### ５

法第二十条第十七項の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十五条の七第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

取得をする見込みである資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得予定年月日

###### 二

法第二十条第一項の特別勘定を設ける方法により経理した金額並びに当該特別勘定に係る譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその譲渡年月日

###### 三

第一号の取得をする見込みである資産について適用を受けようとする表の各号の区分

###### 四

その他参考となるべき事項

##### ６

令第十九条第三十三項に規定する財務省令で定める面積及び同条第三十四項に規定する当初の引継ぎの際に取得をする見込みであるとされた土地等に係る面積として財務省令で定める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める面積とする。

###### 一

法第二十条第四項第一号の適格合併により同号に定める特別勘定の金額を引き継ぐ場合

###### 二

法第二十条第四項第二号の適格分割又は適格現物出資により同号に定める特別勘定の金額を引き継ぐ場合

###### 三

法第二十条第四項第二号の適格分割又は適格現物出資により同号に定める期中特別勘定の金額を引き継ぐ場合

##### ７

令第十九条第三十四項に規定する特別勘定の金額の引継ぎの際に取得をする見込みであるとされた土地等に係る面積として財務省令で定める面積は、前項第一号及び第二号に掲げる場合の区分に応じこれらの号に定める面積とする。

##### ８

法第十九条第八項（法第二十条第八項において準用する場合を含む。）及び法第二十条第二項の規定の適用がある場合における法人税法施行規則第二十七条の十四の規定の適用については、同条中「の規定に基づく」とあるのは「若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規定に基づく」と、同条第二号中「に掲げる」とあるのは「並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第七条第三項第六号及び第五項第六号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）に掲げる」とする。

#### 第八条（代替資産の取得期間等の延長の特例）

法第二十二条の税務署長の承認を受けようとする法人は、同条に規定する資産の取得をすべき期間の末日（当該期間の末日が平成二十三年九月三十日前である場合には、同日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

###### 一

申請をする法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

###### 二

その申請の日における租税特別措置法第六十四条の二第四項第一号又は第六十五条の八第四項第一号に規定する特別勘定の金額

###### 三

取得をする見込みである租税特別措置法第六十四条の二第一項に規定する代替資産又は同法第六十五条の八第一項に規定する各号の下欄に掲げる資産（第五号において「代替資産等」という。）の種類、構造、規模（土地等にあっては、その面積）及び価額

###### 四

法第二十二条に規定する東日本大震災に起因するやむを得ない事情の詳細

###### 五

代替資産等の取得予定年月日及び令第二十条に規定する認定を受けようとする日

###### 六

その他参考となるべき事項

##### ２

前項に規定する法人が同項の税務署長の承認を受けた場合には、令第二十条に規定する税務署長が認定した日は当該承認において税務署長が認定した日とする。

#### 第九条から第十一条まで

削除

## 第四章　相続税法等の特例

#### 第十二条（店頭売買有価証券に該当する株式等に類するものの範囲）

令第二十七条第二項第二号に規定する財務省令で定めるものは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所が同法第百二十一条の規定による内閣総理大臣への届出をするため当該届出を行うことを明らかにした株式（令第二十七条第二項第一号に掲げる同項に規定する株式等に該当するものを除く。）及び同法第六十七条第一項の認可金融商品取引業協会が同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録することを明らかにした株式とする。

#### 第十三条（東日本大震災の被災者が住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税に係る住宅用家屋についての居住要件等の特例）

法第三十七条第一項第一号に規定する新築に準ずる状態として財務省令で定めるものは、屋根（その骨組みを含む。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態とする。

##### ２

法第三十七条第一項第一号に規定する住民の避難に関する指示として財務省令で定めるものは、住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示とする。

##### ３

令第二十八条に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二第十項の規定にかかわらず、次に掲げる書類（法第三十七条第一項の規定の適用を受けようとする者が、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第百二十四条第四項に規定する特定受贈者である場合にあっては、第三号に掲げる書類を除く。）とする。

###### 一

法第三十七条第一項に規定する住宅取得等資金（以下この項において「住宅取得等資金」という。）を贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第十四条の二までにおいて同じ。）により取得した日の属する年分の令第二十八条に規定する特定受贈者（以下この項において「特定受贈者」という。）に係る贈与税の課税価格及び贈与税の額その他の贈与税の額の計算に関する明細書で次に掲げる事項の記載があるもの

###### 二

当該特定受贈者の戸籍の謄本その他の書類で当該特定受贈者の氏名、生年月日及び住宅取得等資金の贈与をした者が当該特定受贈者の直系尊属に該当することを証するもの

###### 三

当該特定受贈者の住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額を明らかにする書類（当該所得税に係る同項第三十七号に規定する確定申告書を当該所得税の納税地の所轄税務署長に提出した特定受贈者にあっては、その旨を記載した書類）

###### 四

その他参考となるべき事項を記載した書類

##### ４

法第三十七条第三項の規定により租税特別措置法第七十条の二第一項の規定が適用される場合における同条第十四項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二第十項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

###### 一

個人がその直系尊属からの贈与により取得した金銭を租税特別措置法第七十条の二第二項第二号に規定する住宅用家屋（以下この号において「住宅用家屋」という。）の新築又は取得の対価に充てて法第三十七条第三項の規定の適用を受けようとする場合

###### 二

個人がその直系尊属からの贈与により取得した金銭を租税特別措置法第七十条の二第二項第三号に規定する既存住宅用家屋（以下この号において「既存住宅用家屋」という。）の取得の対価に充てて法第三十七条第三項の規定の適用を受けようとする場合

###### 三

個人がその直系尊属からの贈与により取得した金銭を住宅用の家屋の租税特別措置法第七十条の二第二項第四号に規定する増改築等（以下この号において「増改築等」という。）の対価に充てて法第三十七条第三項の規定の適用を受けようとする場合

#### 第十四条（東日本大震災の被災者が住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例に係る住宅用家屋についての居住要件等の特例）

法第三十八条第一項第一号に規定する新築に準ずる状態として財務省令で定めるものは、前条第一項に規定する状態とする。

##### ２

令第二十九条において準用する令第二十八条に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十三条の六第九項の規定にかかわらず、法第三十八条第一項に規定する住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年分の同項に規定する特定受贈者に係る贈与税の課税価格及び贈与税の額その他の贈与税の額の計算に関する明細書その他参考となるべき事項を記載した書類とする。

##### ３

法第三十八条第三項の規定により租税特別措置法第七十条の三第一項の規定が適用される場合における同条第十二項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十三条の六第九項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

###### 一

個人が平成二十三年一月一日において六十五歳未満の者からの贈与により取得した金銭を租税特別措置法第七十条の三第三項第二号に規定する住宅用家屋（以下この号において「住宅用家屋」という。）の新築又は取得の対価に充てて法第三十八条第三項の規定の適用を受けようとする場合

###### 二

個人が平成二十三年一月一日において六十五歳未満の者からの贈与により取得した金銭を租税特別措置法第七十条の三第三項第三号に規定する既存住宅用家屋（以下この号において「既存住宅用家屋」という。）の取得の対価に充てて法第三十八条第三項の規定の適用を受けようとする場合

###### 三

個人が平成二十三年一月一日において六十五歳未満の者からの贈与により取得した金銭を住宅用の家屋の租税特別措置法第七十条の三第三項第四号に規定する増改築等（以下この号において「増改築等」という。）の対価に充てて法第三十八条第三項の規定の適用を受けようとする場合

#### 第十四条の二（東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税）

法第三十八条の二第一項第一号に規定する新築に準ずる状態として財務省令で定めるものは、第十三条第一項に規定する状態とする。

##### ２

法第三十八条の二第一項第三号に規定する増改築等の完了に準ずる状態として財務省令で定めるものは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含む。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態とする。

##### ３

法第三十八条の二第二項第一号ニ（１）に規定する新築に準ずる状態として財務省令で定める状態となっているものは、屋根（その骨組みを含む。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態となっている家屋とする。

##### ４

令第二十九条の二第二項に規定する財務省令で定める構造は、登記簿に記録された当該家屋の構造のうち建物の主たる部分の構成材料が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする。

##### ５

令第二十九条の二第三項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた被災受贈者（法第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者をいう。以下この条において同じ。）がその居住の用に供する家屋は、次の各号に掲げる家屋の区分に応じ当該各号に定める書類を法第三十八条の二第十四項に規定する申告書（以下この条において「贈与税の申告書」という。）に添付することにより証明がされたものとする。

###### 一

耐震基準（法第三十八条の二第二項第三号に規定する耐震基準をいう。以下この条において同じ。）に適合するものであることにつき令第二十九条の二第三項の証明を受けようとする家屋

###### 二

経過年数基準（法第三十八条の二第二項第三号に規定する経過年数基準をいう。）に適合するものであることにつき令第二十九条の二第三項の証明を受けようとする家屋

##### ６

令第二十九条の二第四項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた工事は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を贈与税の申告書に添付することにより証明がされた工事とする。

###### 一

住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、被災受贈者の居住の用に供している家屋（次号及び第十二項第三号において「増改築対象家屋」という。）の法第三十八条の二第二項第四号に規定する増改築等（次号、次項第三号及び第十二項第三号において「増改築等」という。）をした場合

###### 二

住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日において増改築対象家屋が第二項に規定する増改築等の完了に準ずる状態にある場合又は災害に起因するやむを得ない事情により同日までに増改築対象家屋の増改築等ができなかった場合

##### ７

令第二十九条の二第七項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた住宅用の家屋は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を贈与税の申告書に添付することにより証明がされたものとする。

###### 一

次号及び第三号に掲げる場合以外の場合

###### 二

住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日において住宅用の家屋が第一項に規定する新築に準ずる状態にある場合又は災害に起因するやむを得ない事情により同日までに住宅用の家屋の新築若しくは取得ができなかった場合

###### 三

住宅取得等資金を充てて増改築等をした場合

##### ８

法第三十八条の二第四項第一号に規定する新築に準ずる状態として財務省令で定めるものは、第十三条第一項に規定する状態とする。

##### ９

法第三十八条の二第九項に規定する財務省令で定める手続は、同項に規定する要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅用家屋の耐震改修（同項に規定する耐震改修をいう。次項及び第十二項第二号ハ（１）（ｉｉ）において同じ。）を行うことにつき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に基づいて行う申請とする。

##### １０

法第三十八条の二第九項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する要耐震改修住宅用家屋が同項に規定する取得期限までに耐震改修により耐震基準に適合することとなったことにつき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により証明を受けなければならない。

##### １１

令第二十九条の二第八項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた被災受贈者がその居住の用に供する家屋は、当該家屋が同条第一項各号のいずれかに該当するものであることにつき、第五項第一号イに規定する登記事項証明書により証明がされたものとする。

##### １２

法第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとする者が同条第十四項の規定により贈与税の申告書に添付する書類は、次の各号に掲げる住宅取得等資金の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

###### 一

法第三十八条の二第二項第五号イに掲げる同項第二号に規定する住宅用家屋（以下この号において「住宅用家屋」という。）の新築又は取得の対価に充てるための住宅取得等資金

###### 二

法第三十八条の二第二項第五号ロに掲げる同項第三号に規定する既存住宅用家屋（以下この号において「既存住宅用家屋」という。）の取得の対価に充てるための住宅取得等資金

###### 三

増改築等の対価に充てるための住宅取得等資金

##### １３

令第二十九条の二第十項の規定により法第三十八条の二第十四項の規定を読み替えて適用する場合における第五項から第七項まで及び前項の規定の適用については、第五項中「法第三十八条の二第十四項に規定する申告書」とあるのは「令第二十九条の二第十項の規定により読み替えて適用する法第三十八条の二第十四項に規定する申告書又は更正請求書」と、「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」と、第六項及び第七項中「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」と、前項中「同条第十四項」とあるのは「令第二十九条の二第十項の規定により読み替えて適用する法第三十八条の二第十四項」と、「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」とする。

##### １４

令第二十九条の二第十三項の規定により同項に規定する相続人が法第三十八条の二第十四項に規定する書類を提出する場合における第十二項の規定の適用については、同項第一号イ（２）中「、生年月日及び」とあるのは「及び生年月日、」と、「もの」とあるのは「もの、当該被災受贈者が法第三十八条の二第二項第六号に規定する新築等をした住宅用の家屋を居住の用に供していたことを証する書類並びに戸籍の謄本その他の書類で令第二十九条の二第十三項の規定の適用を受けようとする者が同項に規定する相続人に該当することを証するもの」とする。

#### 第十四条の三（被災した認定贈与承継会社等に係る非上場株式等についての納税猶予の特例）

令第二十九条の三第三項に規定する財務省令で定める事由は次の各号に掲げる事由とし、同項に規定する財務省令で定める数は当該各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める数に調整割合（当該事由がその効力を生ずる日から経営贈与承継期間（租税特別措置法第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間をいう。以下第六項までにおいて同じ。）の末日までの間に存する第一種贈与基準日（同法第七十条の七第二項第七号イに規定する第一種贈与基準日をいう。以下この項において同じ。）の数を当該経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日の数で除して得た割合をいう。）を乗じて計算した数と同法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の時における同条第二項第一号に規定する認定贈与承継会社（以下この条及び次条において「認定贈与承継会社」という。）の常時使用従業員（同号イに規定する常時使用従業員をいう。以下この条及び次条において同じ。）の数とを合計した数とする。

###### 一

吸収合併（認定贈与承継会社が消滅する場合に限る。）

###### 二

新設合併

###### 三

株式交換等（株式交換又は株式移転をいう。以下この条において同じ。）（認定贈与承継会社が株式交換完全子会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社又は同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。以下この条において同じ。）となる場合に限る。）

##### ２

令第二十九条の三第五項第一号の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「末日」とあるのは「末日の翌日以後最初に到来する令第二十九条の三第五項第一号に規定する雇用判定基準日（以下この項において「雇用判定基準日」という。）」と、「第一種贈与基準日（同法第七十条の七第二項第七号イに規定する第一種贈与基準日をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「雇用判定基準日」と、「当該経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日」とあるのは「平成二十三年三月十一日から当該経営贈与承継期間の末日の翌日以後最初に到来する雇用判定基準日までの間に存する雇用判定基準日」とし、同条第十七項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「経営贈与承継期間（租税特別措置法第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間をいう。以下第六項までにおいて同じ。）」とあるのは「経営相続承継期間（租税特別措置法第七十条の七の四第二項第五号に規定する経営相続承継期間をいう。以下この項において同じ。）」と、「第一種贈与基準日（同法第七十条の七第二項第七号イに規定する第一種贈与基準日をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「第一種相続基準日（同法第七十条の七の四第二項第六号イに規定する第一種相続基準日をいう。以下この項において同じ。）」と、「当該経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日の数」とあるのは「当該経営相続承継期間の末日において経営贈与承継期間（同法第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間をいう。）内に存する第一種贈与基準日（同法第七十条の七第二項第七号イに規定する第一種贈与基準日をいう。）の数と経営相続承継期間内に存する第一種相続基準日の数の合計」とし、同条第十九項第一号の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「経営贈与承継期間（租税特別措置法第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間をいう。以下第六項までにおいて同じ。）の末日」とあるのは「経営相続承継期間（租税特別措置法第七十条の七の四第二項第五号に規定する経営相続承継期間をいう。以下この項において同じ。）の末日の翌日以後最初に到来する令第二十九条の三第十九項第一号に規定する雇用判定基準日（以下この項において「雇用判定基準日」という。）」と、「第一種贈与基準日（同法第七十条の七第二項第七号イに規定する第一種贈与基準日をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「雇用判定基準日」と、「当該経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日」とあるのは「平成二十三年三月十一日から当該経営相続承継期間の末日の翌日以後最初に到来する雇用判定基準日までの間に存する雇用判定基準日」とする。

##### ３

令第二十九条の三第五項第一号に規定する財務省令で定める事由は次の各号に掲げる事由とし、同項第一号に規定する財務省令で定める割合は当該各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

###### 一

吸収合併（認定贈与承継会社が消滅する場合に限る。）

###### 二

新設合併

###### 三

株式交換等（認定贈与承継会社が株式交換完全子会社等となる場合に限る。）

##### ４

法第三十八条の三第二項の規定により提出する届出書には、同条第一項の規定の適用を受けたい旨及び第一号に掲げる事項を記載し、かつ、第二号に掲げる書類を添付しなければならない。

###### 一

租税特別措置法第七十条の七第二項第三号に規定する経営承継受贈者（以下この条及び次条において「経営承継受贈者」という。）の氏名及び住所又は居所、同法第七十条の七第一項に規定する贈与者から同項の規定の適用に係る贈与により同項に規定する特例受贈非上場株式等（以下この項において「特例受贈非上場株式等」という。）の取得をした年月日、当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の名称及び本店の所在地並びに次に掲げる経営承継受贈者の区分に応じそれぞれ次に定める事項

###### 二

次に掲げる経営承継受贈者の区分に応じそれぞれ次に定める書類

##### ５

令第二十九条の三第七項に規定する財務省令で定める事項は、同項の経営承継受贈者に係る認定贈与承継会社の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

###### 一

令第二十九条の三第五項第一号に掲げる場合

###### 二

令第二十九条の三第五項第二号に掲げる場合

##### ６

法第三十八条の三第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける経営承継受贈者が令第二十九条の三第七項の規定により納税地の所轄税務署長に提出する届出書には、次に掲げる書類（基準日が経営贈与承継期間の末日の翌日から一年を経過する日までに存する場合には、第一号及び第二号の書類を除く。）を添付しなければならない。

###### 一

当該経営承継受贈者に係る認定贈与承継会社の基準日の直前の経営贈与報告基準日から当該基準日までの間に終了する各事業年度の損益計算書その他の書類で当該認定贈与承継会社の当該各事業年度の売上金額を明らかにするもの

###### 二

経営承継受贈者に係る認定贈与承継会社の従業員数証明書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）第一条第六項に規定する従業員数証明書をいう。以下この条及び次条において同じ。）その他の書類で基準日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの間に到来する雇用判定基準日における当該認定贈与承継会社の常時使用従業員の数を明らかにするもの

###### 三

特例円滑化省令第三条第二項の規定に基づき経済産業大臣に提出された報告書の写し（基準日が経営贈与承継期間の末日の翌日から一年を経過する日までに存する場合に限る。）

##### ７

令第二十九条の三第十項に規定する財務省令で定める事由は次の各号に掲げる事由とし、同項に規定する財務省令で定める数は当該各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める数に調整割合（当該事由がその効力を生ずる日から経営承継期間（租税特別措置法第七十条の七の二第二項第六号に規定する経営承継期間をいう。以下第十二項までにおいて同じ。）の末日までの間に存する第一種基準日（同法第七十条の七の二第二項第七号イに規定する第一種基準日をいう。以下この項において同じ。）の数を当該経営承継期間内に存する第一種基準日の数で除して得た割合をいう。）を乗じて計算した数と同法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続の開始の時における同条第二項第一号に規定する認定承継会社（以下この条及び次条において「認定承継会社」という。）の常時使用従業員の数とを合計した数とする。

###### 一

吸収合併（認定承継会社が消滅する場合に限る。）

###### 二

新設合併

###### 三

株式交換等（認定承継会社が株式交換完全子会社等となる場合に限る。）

##### ８

令第二十九条の三第十二項第一号の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「末日」とあるのは「末日の翌日以後最初に到来する令第二十九条の三第十二項第一号に規定する雇用判定基準日（以下この項において「雇用判定基準日」という。）」と、「第一種基準日（同法第七十条の七の二第二項第七号イに規定する第一種基準日をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「雇用判定基準日」と、「当該経営承継期間内に存する第一種基準日」とあるのは「平成二十三年三月十一日から当該経営承継期間の末日の翌日以後最初に到来する雇用判定基準日までの間に存する雇用判定基準日」とする。

##### ９

令第二十九条の三第十二項第一号に規定する財務省令で定める事由は次の各号に掲げる事由とし、同項第一号に規定する財務省令で定める割合は当該各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

###### 一

吸収合併（認定承継会社が消滅する場合に限る。）

###### 二

新設合併

###### 三

株式交換等（認定承継会社が株式交換完全子会社等となる場合に限る。）

##### １０

法第三十八条の三第四項の規定により提出する届出書には、同条第三項の規定の適用を受けたい旨及び第一号に掲げる事項を記載し、かつ、第二号に掲げる書類を添付しなければならない。

###### 一

租税特別措置法第七十条の七の二第二項第三号に規定する経営承継相続人等（以下この条及び次条において「経営承継相続人等」という。）の氏名及び住所又は居所、同法第七十条の七の二第一項に規定する被相続人から同項の規定の適用に係る相続又は遺贈により同項に規定する特例非上場株式等（以下この項において「特例非上場株式等」という。）の取得をした年月日、当該特例非上場株式等に係る認定承継会社の名称及び本店の所在地並びに次に掲げる経営承継相続人等の区分に応じそれぞれ次に定める事項

###### 二

次に掲げる経営承継相続人等の区分に応じそれぞれ次に定める書類

##### １１

令第二十九条の三第十四項に規定する財務省令で定める事項は、同項の経営承継相続人等に係る認定承継会社の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

###### 一

令第二十九条の三第十二項第一号に掲げる場合

###### 二

令第二十九条の三第十二項第二号に掲げる場合

##### １２

法第三十八条の三第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける経営承継相続人等が令第二十九条の三第十四項の規定により納税地の所轄税務署長に提出する届出書には、次に掲げる書類（基準日が経営承継期間の末日の翌日から一年を経過する日までに存する場合には、第一号及び第二号の書類を除く。）を添付しなければならない。

###### 一

当該経営承継相続人等に係る認定承継会社の基準日の直前の経営報告基準日から当該基準日までの間に終了する各事業年度の損益計算書その他の書類で当該認定承継会社の当該各事業年度の売上金額を明らかにするもの

###### 二

経営承継相続人等に係る認定承継会社の従業員数証明書その他の書類で基準日の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に到来する雇用判定基準日における当該認定承継会社の常時使用従業員の数を明らかにするもの

###### 三

特例円滑化省令第三条第二項の規定に基づき経済産業大臣に提出された報告書の写し（基準日が経営承継期間の末日の翌日から一年を経過する日までに存する場合に限る。）

##### １３

令第二十九条の三第十九項第一号に規定する財務省令で定める事由は次の各号に掲げる事由とし、同項第一号に規定する財務省令で定める割合は当該各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

###### 一

吸収合併（租税特別措置法第七十条の七の四第二項第一号に規定する認定相続承継会社（以下この条において「認定相続承継会社」という。）が消滅する場合に限る。）

###### 二

新設合併

###### 三

株式交換等（認定相続承継会社が株式交換完全子会社等となる場合に限る。）

##### １４

法第三十八条の三第六項の規定により提出する届出書には、同条第五項の規定の適用を受けたい旨及び第一号に掲げる事項を記載し、かつ、第二号に掲げる書類を添付しなければならない。

###### 一

租税特別措置法第七十条の七の四第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者（以下この条において「経営相続承継受贈者」という。）の氏名及び住所又は居所、同法第七十条の七の四第一項に規定する被相続人から同項の規定の適用に係る贈与により特例相続非上場株式等（以下この項において「特例相続非上場株式等」という。）の取得をした年月日、当該特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社の名称及び本店の所在地並びに次に掲げる経営相続承継受贈者の区分に応じそれぞれ次に定める事項

###### 二

次に掲げる経営相続承継受贈者の区分に応じそれぞれ次に定める書類

##### １５

令第二十九条の三第二十一項に規定する財務省令で定める事項は、同項の経営相続承継受贈者に係る認定相続承継会社の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

###### 一

令第二十九条の三第十九項第一号に掲げる場合

###### 二

令第二十九条の三第十九項第二号に掲げる場合

##### １６

法第三十八条の三第五項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者が令第二十九条の三第二十一項の規定により納税地の所轄税務署長に提出する届出書には、次に掲げる書類（基準日が経営相続承継期間の末日の翌日から一年を経過する日までに存する場合には、第一号及び第二号の書類を除く。）を添付しなければならない。

###### 一

当該経営相続承継受贈者に係る認定相続承継会社の基準日の直前の経営相続報告基準日から当該基準日までの間に終了する各事業年度の損益計算書その他の書類で当該認定相続承継会社の当該各事業年度の売上金額を明らかにするもの

###### 二

経営相続承継受贈者に係る認定相続承継会社の従業員数証明書その他の書類で基準日の直前の経営相続報告基準日の翌日から当該基準日までの間に到来する雇用判定基準日における当該認定相続承継会社の常時使用従業員の数を明らかにするもの

###### 三

特例円滑化省令第三条第二項の規定に基づき経済産業大臣に提出された報告書の写し（基準日が経営相続承継期間の末日の翌日から一年を経過する日までに存する場合に限る。）

##### １７

第十三項及び前二項の規定は、令第二十九条の三第二十二項において同条第十九項及び第二十一項の規定を準用する場合について準用する。

#### 第十四条の四

令第二十九条の四第二項に規定する財務省令で定める者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

###### 一

法第三十八条の四第一項第一号の譲渡又は贈与の後において、同号イの一人の者及び当該一人の者と租税特別措置法第七十条の七第二項第三号ハに規定する特別の関係がある者の有する法第三十八条の四第一項第一号の認定贈与承継会社の非上場株式等（租税特別措置法第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式等をいう。次号及び第四項において同じ。）に係る議決権の数の合計が、当該認定贈与承継会社の総株主等議決権数（租税特別措置法第七十条の七第二項第三号ハに規定する総株主等議決権数をいう。第四項第一号において同じ。）の百分の五十を超える数を有することとなる場合における当該一人の者であること。

###### 二

前号の譲渡又は贈与の後において、同号の一人の者が有する同号の認定贈与承継会社の非上場株式等の議決権の数が、当該一人の者と同号の特別の関係がある者のうちいずれの者が有する当該認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

###### 三

第一号の譲渡又は贈与の後において、同号の一人の者（当該一人の者が持分の定めのある法人（医療法人を除く。）である場合には、当該法人の会社法第三百二十九条第一項に規定する役員又は業務を執行する社員その他これらに類する者で当該法人の経営に従事している者）が当該認定贈与承継会社の代表権を有すること。

##### ２

令第二十九条の四第四項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる経営承継受贈者の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

###### 一

認定贈与承継会社が法第三十八条の三第一項第一号に掲げる場合に該当することにより法第三十八条の四第一項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者

###### 二

認定贈与承継会社が法第三十八条の三第一項第二号に掲げる場合に該当することにより法第三十八条の四第一項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者

###### 三

認定贈与承継会社が法第三十八条の三第一項第三号に掲げる場合に該当することにより法第三十八条の四第一項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者

##### ３

法第三十八条の四第一項の規定の適用を受けようとする同項の経営承継受贈者が同条第二項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第七十条の七第十七項の規定により提出する申請書には、次の各号に掲げる経営承継受贈者の区分に応じ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

###### 一

前項第一号に掲げる経営承継受贈者

###### 二

前項第二号に掲げる経営承継受贈者

###### 三

前項第三号に掲げる経営承継受贈者

##### ４

令第二十九条の四第六項に規定する財務省令で定める者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

###### 一

法第三十八条の四第三項第一号の譲渡又は贈与の後において、同号イの一人の者及び当該一人の者と租税特別措置法第七十条の七の二第二項第三号ハに規定する特別の関係がある者の有する法第三十八条の四第三項第一号の認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数の合計が、当該認定承継会社の総株主等議決権数の百分の五十を超える数を有することとなる場合における当該一人の者であること。

###### 二

前号の譲渡又は贈与の後において、同号の一人の者が有する同号の認定承継会社の非上場株式等の議決権の数が、当該一人の者と同号の特別の関係がある者のうちいずれの者が有する当該認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

###### 三

第一号の譲渡又は贈与の後において、同号の一人の者（当該一人の者が持分の定めのある法人（医療法人を除く。）である場合には、当該法人の会社法第三百二十九条第一項に規定する役員又は業務を執行する社員その他これらに類する者で当該法人の経営に従事している者）が当該認定承継会社の代表権を有すること。

##### ５

令第二十九条の四第七項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる経営承継相続人等の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

###### 一

認定承継会社が法第三十八条の三第三項第一号に掲げる場合に該当することにより法第三十八条の四第三項の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等

###### 二

認定承継会社が法第三十八条の三第三項第二号に掲げる場合に該当することにより法第三十八条の四第三項の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等

###### 三

認定承継会社が法第三十八条の三第三項第三号に掲げる場合に該当することにより法第三十八条の四第三項の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等

##### ６

法第三十八条の四第三項の規定の適用を受けようとする同項の経営承継相続人等が同条第四項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第七十条の七の二第十七項の規定により提出する申請書には、次の各号に掲げる経営承継相続人等の区分に応じ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

###### 一

前項第一号に掲げる経営承継相続人等

###### 二

前項第二号に掲げる経営承継相続人等

###### 三

前項第三号に掲げる経営承継相続人等

##### ７

前三項の規定は、令第二十九条の四第八項及び第九項において同条第六項及び第七項の規定を準用する場合について準用する。

#### 第十四条の五

第十四条の三第十項の規定は、法第三十八条の五第一項又は第五項の個人が、同条第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定又は法第三十八条の五第五項の規定により読み替えられた租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けようとする場合について準用する。

##### ２

第十四条の三第十四項の規定は、法第三十八条の五第三項の個人が、同項の規定により読み替えられた租税特別措置法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けようとする場合について準用する。

## 第五章　登録免許税法等の特例

#### 第十五条（東日本大震災の被災者等が新築又は取得をした建物に係る所有権の保存登記等の免税）

法第三十九条第一項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

###### 一

東日本大震災により滅失した建物又は東日本大震災により損壊したため取り壊した建物の所有者

###### 二

警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物の所有者（前号に掲げる者を除く。）

##### ２

相続人若しくは合併法人若しくは分割承継法人又は三親等内の親族（それぞれ令第三十条第二項各号に規定する相続人若しくは合併法人若しくは分割承継法人又は三親等内の親族をいう。以下この項において同じ。）が法第三十九条第一項の規定の適用を受けようとする場合には、その登記の申請書に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

###### 一

相続人

###### 二

合併法人

###### 三

分割承継法人

###### 四

三親等内の親族

##### ３

令第三十条第三項第一号に規定する住宅用の建物として財務省令で定めるものは、その登記簿の表題部に記録された主たる建物の種類が居宅、寄宿舎又は共同住宅（これらの種類に類するもの及びこれらの種類とこれら以外の種類がともに記録されているものを含む。）とされているものとする。

##### ４

令第三十条第三項第二号に規定する証明は、法第三十九条第一項の規定の適用を受けようとする者の申請に基づき、その者が行う事業のうち主たるものを所管する主務大臣が、当該申請に係る建物が同号に掲げる建物に該当する旨を記載した書類により行うものとする。

##### ５

前項の証明を受けようとする者は、その申請書に、その所有していた建物が滅失建物等に該当する旨を証する市町村長又は特別区の区長の書類の写し及び当該建物に代わるものとして新築又は取得をした建物の詳細を明らかにする書類を添付しなければならない。

#### 第十六条（東日本大震災の被災者等が被災代替建物に係る土地を取得した場合の所有権の移転登記等の免税）

法第四十条第一項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、令第三十一条の滅失建物等（以下この条において「滅失建物等」という。）の床面積の合計又は当該滅失建物等の敷地の用に供されていた土地の面積を明らかにする書類（当該土地が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた滅失建物等に係る被災代替建物（同項に規定する被災代替建物をいう。以下この条において同じ。）の敷地の用に供される土地に該当する場合にあっては、当該書類及び当該土地の取得の日を明らかにする書類）のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

###### 一

法第四十条第一項の規定の適用を受けようとする土地が、被災代替建物の敷地の用に供されると見込まれる土地である場合

###### 二

法第四十条第一項の規定の適用を受けようとする土地が、被災代替建物の敷地の用に既に供されている土地である場合

#### 第十六条の二（東日本大震災の被災者等が取得した農用地に係る所有権の移転登記等の免税を受けるための手続）

法第四十条の二第一項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

###### 一

東日本大震災によりその所有する農用地（法第四十条の二第一項に規定する農用地をいう。以下この条において同じ。）に被害を受けた者

###### 二

警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた農用地の所有者（前号に掲げる者を除く。）

##### ２

相続人若しくは合併法人若しくは分割承継法人又は世帯員等に該当する者（それぞれ令第三十一条の二第二項各号に規定する相続人若しくは合併法人若しくは分割承継法人又は世帯員等に該当する者をいう。以下この項において同じ。）が法第四十条の二第一項の規定の適用を受けようとする場合には、その登記の申請書に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

###### 一

相続人

###### 二

合併法人

###### 三

分割承継法人

###### 四

世帯員等に該当する者

#### 第十六条の三（被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記の免税を受けるための手続）

法第四十条の三の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての同条に規定する被災関連市町村の長の証明書で、その者が当該被災関連市町村に対し交換により譲渡した土地に関する権利が同条に規定する復興整備事業の同条に規定する実施区域内に所在すること、当該土地に関する権利が当該復興整備事業の用に供されるものであること、当該登記に係る土地の所有権が当該実施区域外に所在すること及びその者が当該土地の所有権を取得した日の記載があるものを添付しなければならない。

#### 第十七条（東日本大震災の被災者等が建造又は取得をした船舶又は航空機に係る所有権の保存登記等の免税）

法第四十一条第一項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、令第三十二条第一項に規定する被災証明書類（第五項において「被災証明書類」という。）で東日本大震災によりその所有していた船舶に被害を受けた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該船舶の船籍港（漁船の場合にあっては、船籍港又は主たる根拠地）の記載があるもの（当該登記に係る船舶が同条第三項第二号ロに定める船舶に該当する場合には、当該書類及び同号ロに規定する証明に係る書類）を添付しなければならない。

##### ２

令第三十二条第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類（東日本大震災により滅失した船舶であること又は東日本大震災により損壊したため取り壊した船舶であることを明らかにするものに限る。）のうちいずれかの書類とする。

###### 一

船舶原簿に記録されている事項を証明した書面で当該船舶の登録が抹消された事実を証するもの

###### 二

漁船原簿の謄本で当該漁船の登録が抹消された事実を証するもの

###### 三

船員法（昭和二十二年法律第百号）第十九条の規定による報告（同条第一号に係るものに限る。）に関する書類の写しで船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第十五条の規定による地方運輸局長の証明があるもの

###### 四

当該船舶につき被害を受けたことを証する市町村長が発行する書類

##### ３

相続人又は合併法人若しくは分割承継法人（それぞれ令第三十二条第二項各号に規定する相続人又は合併法人若しくは分割承継法人をいう。以下この項において同じ。）が法第四十一条第一項の規定の適用を受けようとする場合には、その登記の申請書に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

###### 一

相続人

###### 二

合併法人

###### 三

分割承継法人

##### ４

令第三十二条第三項第二号ロに規定する証明は、法第四十一条第一項の規定の適用を受けようとする者の申請に基づき、その者が行う事業のうち主たるものを所管する主務大臣が、当該申請に係る船舶が同号ロに定める船舶に該当する旨を記載した書類により行うものとする。

##### ５

前項の証明を受けようとする者は、その申請書に、その所有していた船舶の被災証明書類及び当該船舶に代わるものとして建造又は取得をした船舶の詳細を明らかにする書類を添付しなければならない。

##### ６

法第四十一条第三項の規定の適用を受けようとする者は、その登録の申請書に、令第三十二条第四項において準用する同条第一項に規定する被災証明書類で東日本大震災によりその所有していた航空機に被害を受けた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該航空機の定置場の記載があるものを添付しなければならない。

##### ７

令第三十二条第四項において準用する同条第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類（東日本大震災により滅失した航空機又は東日本大震災により損壊したため取り壊した航空機（第九項において「滅失航空機等」という。）であることを明らかにするものに限る。）のうちいずれかの書類とする。

###### 一

航空機登録原簿の謄本又は抄本で当該航空機の登録が抹消された事実を証するもの

###### 二

当該航空機につき被害を受けたことを証する市町村長が発行する書類

##### ８

第三項の規定は、令第三十二条第四項において準用する同条第二項各号に規定する相続人又は合併法人若しくは分割承継法人が法第四十一条第三項において準用する同条第一項の規定の適用を受けようとする場合について準用する。

##### ９

令第三十二条第五項に規定する財務省令で定めるところにより明らかにされた航空機は、滅失航空機等に代わるものとして建造又は取得をした航空機の詳細を明らかにする書類がその登録の申請書に添付された航空機とする。

#### 第十七条の二（経営強化計画に基づき行う登記の税率の軽減を受けるための手続等）

法第四十一条の二第一項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての主務大臣の証明書で、当該登記を受ける事項が同項の規定に該当するものであること及びその者が同項に規定する特定金融機関等であること並びに同項の変更後の経営強化計画に係る同項の主務大臣の承認の日及び当該変更後の経営強化計画が提出された日の記載があるものを添付しなければならない。

##### ２

令第三十二条の二に規定する財務省令で定める方策は、東日本大震災の被災者への信用供与の状況及び当該被災者への支援をはじめとする法第三十四条第一項に規定する指定地域における東日本大震災からの復興に資する方策とする。

##### ３

登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）第十二条第一項、第二項及び第六項の規定は、法第四十一条の二第一項第二号に規定する財務省令で定めるものについて準用する。

##### ４

法第四十一条の二第二項の規定の適用がある場合における第一項の規定の適用については、同項中「第四十一条の二第一項」とあるのは「第四十一条の二第一項（同条第二項を含む。以下この項において同じ。）」と、「当該登記が同項」とあるのは「当該登記が同条第一項」と、「こと及び」とあるのは「こと、」と、「並びに」とあるのは「、その者が分割により当該登記を受けようとする不動産の所有権又は抵当権を取得したこと、」と、「提出された日」とあるのは「提出された日並びに当該分割の日」とする。

#### 第十七条の三（東日本大震災の被災者等が受ける本店等の移転の登記等の免税）

法第四十一条の三の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

###### 一

法第四十一条の三第一号イからホまでに掲げる建物又は同条第二号イからニまでに掲げる建物が東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。以下この号において同じ。）をしたことにより同条の規定の適用を受けようとする者

###### 二

前号の建物が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことにより法第四十一条の三の規定の適用を受けようとする者

##### ２

令第三十二条の三第二項各号に規定する相続人が法第四十一条の三の規定の適用を受けようとする場合には、当該相続人の戸籍の謄本その他のその適用を受けようとする者が当該相続人に該当することを証する書類を添付しなければならない。

##### ３

法第四十一条の三第一号ホに規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

###### 一

株式会社

###### 二

保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第五項に規定する相互会社

###### 三

会社法第二条第二号に規定する外国会社又は保険業法第二条第十項に規定する外国相互会社

###### 四

資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社

#### 第十七条の四（株式会社商工組合中央金庫が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減を受けるための手続）

株式会社商工組合中央金庫が、法第四十一条の四の規定により読み替えられた所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第百三十二条第六項（同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十八条の三第一項の規定の適用を受けようとする場合には、その登記又は登録の申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

###### 一

株式会社商工組合中央金庫の書類で、次に掲げる事項の記載があるもの

###### 二

次に掲げるいずれかの書類

## 第六章　自動車重量税法等の特例

#### 第十八条（被災自動車等に係る自動車重量税の還付）

法第四十五条第二項に規定する東日本大震災を原因として軽自動車の使用を廃止したものとして財務省令で定めるものは、被災届出軽自動車（同項に規定する被災届出軽自動車をいう。以下この条において同じ。）に係る軽自動車届出済証（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条の二第三項に規定する軽自動車届出済証をいう。次項において同じ。）を、東日本大震災を原因として被災届出軽自動車が滅失し、解体し、又は被災届出軽自動車の用途を廃止した場合において、同令第六十三条の六第一項の規定に基づき、運輸監理部長又は運輸支局長に返納する手続がされたものとする。

##### ２

令第三十五条第七項第五号に規定する財務省令で定める事務は、被災届出軽自動車に係る軽自動車届出済証の返納の事務とする。

#### 第十九条（印紙税の非課税の対象となる消費貸借に関する契約書の要件）

令第三十七条第二項第一号イに規定する財務省令で定める条件は、貸付金の貸付限度額、償還期間、返済の方法、使途、担保（保証人の保証を含む。）の提供、借換えの可否又は保証料の料率とする。

##### ２

令第三十七条第五項第二号に規定する財務省令で定める要件は、貸付金の償還期間が一年以上であること及びその金銭の貸付けの条件が同項に規定する被災者等に該当しない場合の条件に比して不利なものでないこととする。

#### 第二十条（東日本大震災により滅失した消費貸借に関する契約書等に代わる文書の作成を求めようとする旨の届出書の記載事項）

法第四十八条第二項の規定による届出書には、同条第一項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる文書の作成を求めようとする旨のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

###### 一

届出者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

###### 二

法第四十八条第一項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる文書の作成を求めようとする同条第二項に規定する金融機関の営業所等の所在地

###### 三

法第四十八条第一項に規定する滅失文書に代わるものとして作成を求めようとする同項各号に掲げる文書ごとの作成予定数量

###### 四

その他参考となるべき事項

#### 第二十一条（東日本大震災の被災者が作成する船舶又は航空機の取得又は建造に係る船舶又は航空機の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税）

令第四十一条第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類（東日本大震災により滅失した船舶であること又は東日本大震災により損壊したため取り壊した船舶であることを明らかにするものに限る。）のうちいずれかの書類とする。

###### 一

船舶原簿に記録されている事項を証明した書面で当該船舶の登録が抹消された事実を証するもの

###### 二

漁船原簿の謄本で当該漁船の登録が抹消された事実を証するもの

###### 三

船員法第十九条の規定による報告（同条第一号に係るものに限る。）に関する書類の写しで船員法施行規則第十五条の規定による地方運輸局長の証明があるもの

###### 四

小型船舶登録原簿に記載されている事項を証明した書面で当該小型船舶の登録が抹消された事実を証するもの

###### 五

当該船舶につき被害を受けたことを証する市町村長が発行する書類

##### ２

令第四十一条第五項において準用する同条第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類（東日本大震災により滅失した航空機又は東日本大震災により損壊したため取り壊した航空機であることを明らかにするものに限る。）のうちいずれかの書類とする。

###### 一

航空機登録原簿の謄本又は抄本で当該航空機の登録が抹消された事実を証するもの

###### 二

当該航空機につき被害を受けたことを証する市町村長が発行する書類

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二三年六月三〇日財務省令第三五号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二三年七月二六日財務省令第五一号）

この省令は、東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十号）の施行の日（平成二十三年七月二十七日）から施行する。

# 附　則（平成二三年一二月一四日財務省令第九三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（登録免許税の特例に関する経過措置）

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下「改正法」という。）附則第十七条第一項に規定する被災者等、同条第五項に規定する被災者等、同条第七項に規定する被災者等又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百九十一号。以下「改正令」という。）附則第五条第一項に規定する被災者等（以下この条において「被災者等」と総称する。）が改正法附則第十七条第二項、第四項、第六項若しくは第八項又は改正令附則第五条第二項の規定に基づき登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第三十一条第二項の請求をする場合には、登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）第三十一条第二項の請求書に、次の各号に掲げる被災者等の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して提出しなければならない。

###### 一

改正法附則第十七条第二項又は改正令附則第五条第二項の規定の適用を受けようとする被災者等

###### 二

改正法附則第十七条第四項の規定の適用を受けようとする被災者等

###### 三

改正法附則第十七条第六項の規定の適用を受けようとする被災者等

###### 四

改正法附則第十七条第八項の規定の適用を受けようとする被災者等

# 附　則（平成二四年一月一〇日財務省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二四年三月三一日財務省令第三二号）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二四年七月一九日財務省令第四八号）

この省令は、公布の日の翌日から施行する。

# 附　則（平成二四年一二月三日財務省令第六五号）

この省令は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）の施行の日（平成二十四年十二月四日）から施行する。

# 附　則（平成二五年三月三〇日財務省令第二三号）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二五年五月三一日財務省令第四〇号）

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

# 附　則（平成二五年七月一日財務省令第四八号）

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

##### ２

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下「改正法」という。）附則第百条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第九条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の三及び第三十八条の四の規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百七十号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の三及び第二十九条の四の規定に基づく改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の三（第三項第二号、第五項、第八項第二号、第十項、第十二項第二号及び第十四項を除く。）及び第十四条の四の規定は、なおその効力を有する。

##### ３

改正法附則第八十六条第四項各号に掲げる経営承継受贈者、同条第八項各号に掲げる経営承継相続人等又は同条第十二項各号に掲げる経営相続承継受贈者が改正法附則第百条第三項の規定の適用を受けた場合には、改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の三第四項第二号、第六項、第十項第二号、第十二項、第十四項第二号及び第十六項の規定を適用する。

# 附　則（平成二六年一月一七日財務省令第二号）

この省令は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。

# 附　則（平成二六年三月三一日財務省令第三一号）

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二六年七月九日財務省令第六六号）

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

##### ２

改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第三条第一項及び第二項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にこれらの規定により行う申出について適用し、施行日前に改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第三条第一項及び第二項の規定により行った申出については、なお従前の例による。

##### ３

新規則第七条第二項第一号、第四項第一号及び第五項第一号並びに第十条第二項第一号、第四項第一号及び第五項第一号の規定は、施行日以後に提出する東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十九条第十項、震災特例法第二十条第十七項において準用する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十五条の七第十一項、震災特例法第二十条第三項若しくは第五項、震災特例法第二十七条第十項、震災特例法第二十八条第十八項において準用する租税特別措置法第六十八条の七十八第十一項又は震災特例法第二十八条第四項若しくは第六項の書類について適用し、施行日前に提出した震災特例法第十九条第十項、震災特例法第二十条第十七項において準用する租税特別措置法第六十五条の七第十一項、震災特例法第二十条第三項若しくは第五項、震災特例法第二十七条第十項、震災特例法第二十八条第十八項において準用する租税特別措置法第六十八条の七十八第十一項又は震災特例法第二十八条第四項若しくは第六項の書類については、なお従前の例による。

##### ４

新規則第十四条の三第四項、第十項及び第十四項の規定は、施行日以後に提出する震災特例法第三十八条の三第二項、第四項又は第六項の届出書について適用し、施行日前に提出した同条第二項、第四項又は第六項の届出書については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二六年一二月二六日財務省令第九九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二七年三月三一日財務省令第三三号）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

##### ２

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新法」という。）第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）附則第三号に掲げる規定の施行の日の前日までに同項第五号に規定する住宅取得等資金を贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した場合における新法第三十八条の二第十項に規定する申告書に添付する書類については、改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第十四条の二第十二項（第一号イ（５）、ロ（３）及びハ（４）、第二号イ（２）、ロ（３）及びハ（１）（ｉ）並びに第三号イ（２）、ロ（３）及びハ（４）に係る部分に限る。）及び第十三項の規定は、なおその効力を有する。

# 附　則（平成二七年五月七日財務省令第五二号）

この省令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十号）の施行の日から施行する。

# 附　則（平成二七年八月七日財務省令第七〇号）

この省令は、平成二十七年八月十日から施行する。

# 附　則（平成二八年三月三一日財務省令第二五号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

##### ２

改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の三第四項、第十項及び第十四項の規定は、平成二十九年一月一日以後に提出する所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下「改正法」という。）第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の三第二項、第四項又は第六項の届出書について適用し、同日前に提出した改正法第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の三第二項、第四項又は第六項の届出書については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二九年三月三一日財務省令第二六号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

###### 一

第五条の三第二項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）

###### 二

第三条の三の三の改正規定、第六条の三の三の改正規定、第六条の七に二項を加える改正規定、第七条の改正規定、第九条の三の三の改正規定及び第九条の七に二項を加える改正規定

#### 第二条（個人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置）

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十六号。以下「改正令」という。）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正令による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「旧令」という。）第十三条の二第三項の規定に基づく改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第三条の五の規定は、なおその効力を有する。

#### 第三条（法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置）

改正令附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第十八条の二の規定に基づく旧規則第六条の五の規定は、なおその効力を有する。

#### 第四条（連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置）

改正令附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第二十三条の二の規定に基づく旧規則第九条の五の規定は、なおその効力を有する。

# 附　則（平成三〇年三月三一日財務省令第二九号）

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

# 附　則（平成三一年三月二九日財務省令第一九号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

# 附　則（平成三一年四月一二日財務省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（令和元年一二月一三日財務省令第三六号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

###### 一・二

略

###### 三

次に掲げる規定

# 附　則（令和二年三月三一日財務省令第二一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

# 附　則（令和二年六月三〇日財務省令第五六号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

#### 第二条（法人税法施行規則等の一部改正に伴う経過措置の原則）

別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の法人税法施行規則（以下「新法人税法施行規則」という。）、第二条の規定による改正後の地方法人税法施行規則（附則第十一条において「新地方法人税法施行規則」という。）、第三条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則（附則第十二条において「新租税特別措置法施行規則」という。）、第四条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（附則第十四条において「新震災特例法施行規則」という。）、第七条の規定による改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令、第九条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令及び第十八条の規定による改正後の法人税法施行規則の一部を改正する省令の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下附則第十条までにおいて同じ。）のこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「改正法」という。）附則第十四条第一項に規定する旧事業年度（以下「旧事業年度」という。）を除く。）の所得に対する法人税及び施行日以後に開始する課税事業年度（旧事業年度を除く。）の基準法人税額に対する地方法人税について適用する。

##### ２

別段の定めがあるものを除き、法人の施行日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）の所得に対する法人税及び連結法人（改正法第三条の規定（改正法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。附則第五条第二項において同じ。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下「旧法人税法」という。）第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。附則第十条において同じ。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。）が施行日前に開始した連結事業年度（同項に規定する連結事業年度をいう。以下附則第十条までにおいて同じ。）の連結所得（旧法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。附則第十条第一項において同じ。）に対する法人税並びに法人の施行日前に開始した課税事業年度（旧事業年度を含む。）の基準法人税額に対する地方法人税については、改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法、改正法第四条の規定（改正法附則第一条第五号ハに掲げる改正規定に限る。）による改正前の地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）、改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。附則第十二条において「旧租税特別措置法」という。）、改正法第十七条の規定（改正法附則第一条第五号ヌに掲げる改正規定に限る。）による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）、改正法第十八条の規定（改正法附則第一条第五号ルに掲げる改正規定に限る。）による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）、改正法第二十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。附則第十四条において「旧震災特例法」という。）及び改正法第三十条の規定（改正法附則第一条第五号ネに掲げる改正規定に限る。）による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の規定並びに法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号。以下「改正令」という。）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正令第一条の規定による改正前の法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号。附則第七条第二項第二号において「旧法人税法施行令」という。）、改正令第二条の規定による改正前の地方法人税法施行令（平成二十六年政令第百三十九号）、改正令第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号。附則第十二条において「旧租税特別措置法施行令」という。）、改正令第四条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号。附則第十四条第二項において「旧震災特例法施行令」という。）、改正令第十一条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）及び改正令第二十四条の規定による改正前の法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十二号）の規定に基づく第一条の規定による改正前の法人税法施行規則、第二条の規定による改正前の地方法人税法施行規則、第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則（附則第十二条及び第十三条において「旧租税特別措置法施行規則」という。）、第四条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則、第七条の規定による改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令、第九条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令、第十三条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則及び第十八条の規定による改正前の法人税法施行規則の一部を改正する省令の規定は、なおその効力を有する。

#### 第十四条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

次の各号に掲げる新震災特例法施行規則の規定の適用については、当該各号に定める法人が連結子法人（旧震災特例法第二条第三項第三十五号に規定する連結子法人をいう。）である場合における当該各号に定める法人の本店又は主たる事務所の所在地は、当該各号に掲げる新震災特例法施行規則の規定の納税地とみなす。

###### 一

第六条の七第三項第二号

###### 二

第七条第二項第二号

###### 三

第七条第三項第二号

###### 四

第七条第四項第二号

##### ２

新震災特例法施行規則第七条の規定の適用については、旧震災特例法第二十八条第五項第一号の適格合併により同号に定める特別勘定の金額を引き継いだ場合は新震災特例法施行規則第七条第六項第一号に掲げる場合とみなし、旧震災特例法施行令第二十四条第三項の規定により計算した面積は改正令第四条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十九条第三項の規定により計算した面積とみなし、旧震災特例法第二十七条第一項及び第八項並びに第二十八条第八項及び第九項の規定の適用を受けた同号の土地等は改正法第二十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十九条第一項及び第八項並びに第二十条第七項及び第八項の規定の適用を受けた同号の土地等とみなし、旧震災特例法第二十八条第五項第二号の適格分割又は適格現物出資により同号に定める特別勘定の金額を引き継いだ場合は新震災特例法施行規則第七条第六項第二号に掲げる場合とみなし、旧震災特例法第二十八条第六項の規定により提出した同項に規定する書類は同号に規定する書類とみなし、同条第五項第二号の適格分割又は適格現物出資により同号に定める期中特別勘定の金額を引き継いだ場合は新震災特例法施行規則第七条第六項第三号に掲げる場合とみなし、旧震災特例法第二十八条第六項の規定（同条第五項第二号に定める期中特別勘定の金額のみを引き継いだ場合にあっては、同条第四項の規定）により提出したこれらの規定に規定する書類は新震災特例法施行規則第七条第六項第三号に規定する書類とみなす。

##### ３

新震災特例法施行規則第七条第六項の規定の適用については、同項第一号の買換資産には、旧震災特例法第二十七条第一項に規定する買換資産を含むものとする。